

(3) 担当部署

計 画 の 担 当 部 署	名 称	独立行政法人国立印刷局虎の門工場 運営企画室運営企画グループ	
	連 絡 先	電 話 番 号	03-3587-4377
		ファクシミリ番号	03-3587-9566
		電子メールアドレス	to-kikaku@npb.go.jp
公 表 の 担 当 部 署	名 称	独立行政法人国立印刷局虎の門工場 運営企画室運営企画グループ	
	連 絡 先	電 話 番 号	03-3587-4377
		ファクシミリ番号	03-3587-9566
		電子メールアドレス	to-kikaku@npb.go.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公 表 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://www.npb.go.jp
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	
		所在地 :	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :	
入手方法 :			
<input type="checkbox"/> そ の 他			

(5) 指定年度等

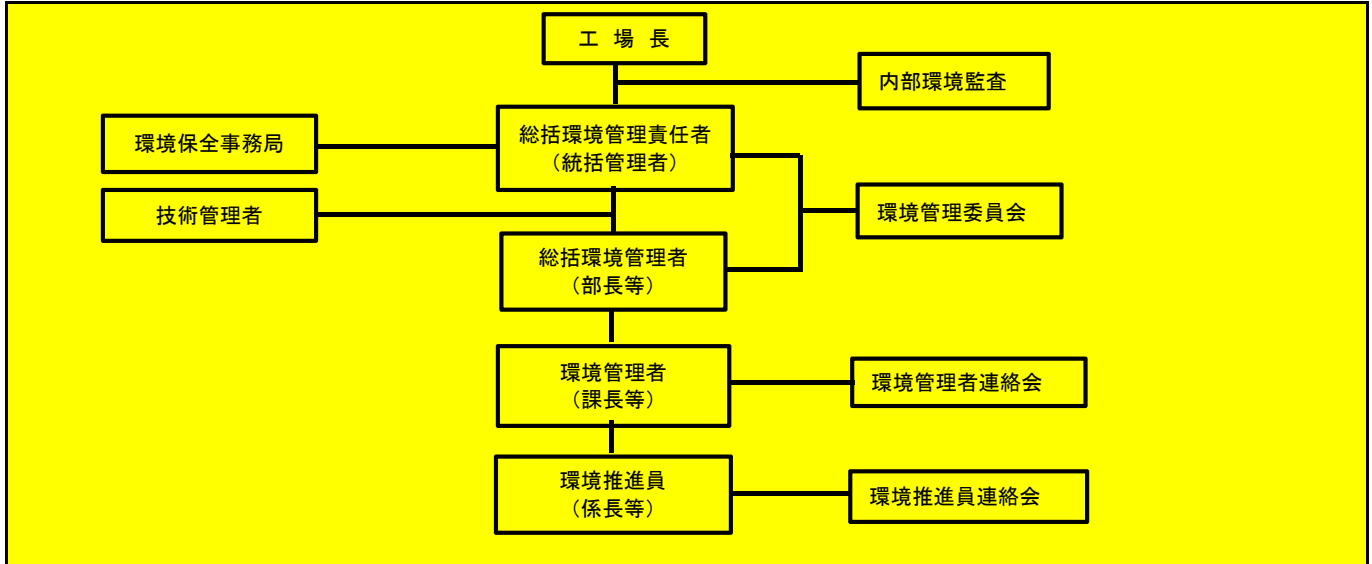
指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

独立行政法人国立印刷局は、製造事業を営む公的な事業体として、すべての段階において環境と調和のとれた事業活動を行う。この基本理念を実現するために、環境マネジメントシステムを構築・運用し、次の事項を重点的に実施する。

- 1 環境法規制の遵守
- 2 資源・エネルギー使用量の抑制
- 3 環境負荷を配慮した製品設計・製造
- 4 環境物品等の調達の推進
- 5 環境保全に関する啓蒙活動の推進

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	印刷局の環境方針を基本に、環境マネジメントシステムの運用を図り、環境保全の取り組みを進めていくことで、総量削減義務（6%見込み）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当工場からの当該ガスは、水道の使用及び下水道への排水に伴うCO ₂ のみである。既に節水型の水栓やトイレの節水対策を実施済みであることから、今後は、使用量現状維持を目標とする。		
削減義務の概要	基準排出量	2,794 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務	Ⅱ
	排出上限量（削減義務期間合計）	13,135 t（二酸化炭素換算）	平均削減	6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	第2計画期間については、まだ未確定要因が多く、現時点での目標値設定は難しいところであるが、今後確定される第2計画期間における削減義務量以上の削減を目指したい。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減計画期間と同様に、使用量の維持を目標とする。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		2,292	2,371			
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
	上水・下水	19	18			
合計		2,311	2,389			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量		56.3	58.3			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2002年度、2003年度、2004年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2010 年度から 2014 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	2,794	2,794	2,794	2,794	2,794	13,970
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						13,135
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						835
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	2,371					2,371
	排出削減量 (F = A - E)	423					423

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

改正前の条例に基づき取り組んできた受変電設備の更新、インバータ出力安定器への交換等による効果が得られ、特定温室効果ガスの排出量が減少した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	350600	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	受変電室トランスの更新	2007年度実施済み	特高トランス、高圧トランスを高効率トランスへ更新
2	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	電球型ランプを高効率電球型蛍光灯に取替え	2006年度実施済み	レフランプ、ミニクリプトン球を電球型蛍光灯に交換
3	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	インバータ出力蛍光灯器具に交換	2006年度実施済み	32Wインバータ蛍光灯器具へ交換
4	320300	32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	蒸気配管バルブの未保温部に保温対策を行う	2008年度実施済み	蒸気配管バルブの保温
5	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	トイレ照明に人感センサーの導入	2008年度実施済み	トイレ照明点灯に人感センサー導入
6	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	空調用ファンベルトを省エネベルトに交換	2008年度実施済み	空調用ファンベルトを省エネベルトに交換
7	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	遮光フィルム一部取設け	2006年度実施済み	西側透明ガラスに遮光フィルムを貼付けし、空調負荷を軽減
8	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	旧タイプの安定器をインバータ出力安定器に交換	2009年度実施済み	旧タイプ安定器をインバータ安定器に交換
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当工場は、環境保全計画を毎年度策定し環境マネジメントシステムを運用して環境保全に取り組み、地球温暖化防止の一助となるように努めている。

職員一人ひとりが日々、資源・エネルギー使用量抑制等を意識して活動し、かつ、省エネルギー機器への更新等を行ったことで、わずかな削減ではあるが、地球温暖化防止に役立つことができた。

具体的実施対策は、以下のとおりである。

- 1 受変電トランスの更新
- 2 高効率電球形蛍光ランプの採用
- 3 インバータ出力蛍光器具への交換
- 4 蒸気配管バルブ等の未保温部への保温対策の実施
- 5 トイレ照明人感センサーの導入

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	①エコドライブの実施（アイドリング・ストップの徹底、空ふかし、急発進・急加速運転等の禁止等） ②適正な点検整備による燃費の維持 ③荷受け・仕分業務の安全かつ効率化のための施設の整備
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	①共同輸配送を推進するため、他者の貨物等と併せて輸配送することを受け入れる。 ②効率的な物流活動が可能となる荷さばきのための駐車施設等関連施設を場内に整備する。 ③貨物等の形状の標準化
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上			○		
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制	○				
物流効率化の推進による交通量の抑制	①共同輸配送を推進するため、他者の貨物等と併せて輸配送することを受け入れる。 ②効率的な物流活動が可能となる荷さばきのための駐車施設等関連施設を場内に整備する。 ③貨物等の形状の標準化	○				
エコドライブの推進	①アイドリング・ストップの徹底 ②空ふかしの禁止 ③急発進・急加速運転の禁止	○				
体制の整備		○				
貨物輸送以外の自動車交通量対策		○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量						kg / t・km